

第四十六回 参議院文教委員会會議録 第三十三号

昭和三十一年六月十六日(火曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

六月十一日

北畠 教真君

六月十二日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

鍋島 直昭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

岩沢 忠恭君

六月十五日

文部省大学
学術局長 小林 行雄君
事務局長 常任委員 工楽 英司君
会専門員

説明員

文部省初等中等
教育局財務課長 岩間英太郎君
文部省大学学術
局教職員養成課 安養寺重夫君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○教育、文化及び学術に関する調査

(幼稚園教育の振興に関する件)

(義務教育諸学校の養護教諭の確保

に関する件)

○学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中野文門君) たいだいまから

文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたしま

す。六月十一日、北畠教真君が辞任さ

れ、その補欠として岩沢忠恭君が、六

月十二日、岩沢忠恭君が辞任され、そ

の補欠として北畠教真君が、六月十五

日、鍋島直昭君が辞任され、その補欠

存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと

認め、理事に北畠教真君を指名いたし

ます。

○委員長(中野文門君) 教育、文化及

び学術に関する調査中、幼稚園教育の

振興に関する件を議題といたします。

御質疑のおありの方は御発言願いま

す。――別に御質疑もないようござ

います。

この際、おはかりいたします。本件

に關し、お手元に配付してございま

すような決議案が委員長の手元に提出

されておりますので、便宜、私より提

案いたします。

まず、決議案を朗読いたします。

幼稚園教育の振興に関する決議

(案)

幼稚園教育振興方策の一環とし

て、優秀な教員を確保することの緊

要性にかんがみ、大学において日本

育英会の学資貸与を受けた者が幼稚

園の教育の職に就いた場合、その貸

与金の返還を免除しうよう、政府

は可及的すみやかに必要な措置を講

ずべきである。

右決議する。

ただいまの決議案を本委員会の決議

とすることに賛成の方の挙手を願いま

す。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致でこ

ざいます。よって、ただいまの決議案

は全会一致をもって本委員会の決議と

するに決しました。

ただいまの決議に關し、文部大臣か

ら発言を求められました。これを許し

ます。難尾文部大臣。

○国務大臣(難尾弘吉君) 政府といた

しましては、ただいまの御決議の趣旨

に沿って、十分検討、努力いたしたい

と思ひます。

○委員長(中野文門君) 次に、教育、

文化及び学術に関する調査中、義務教

育諸学校の養護教諭の確保に関する件

を議題といたします。

御質疑のおありの方は御発言願いま

す。

○豊瀬禎一君 まず第一点は、現行の

養成機関の問題ですが、政府提出の資

料によりまして、約千二百人近い養成

が行なわれておるようです。三十九年

度卒業の者について、養成機関の就

職、あるいは養成機関に入所する、あ

るいは入学する希望者の状況と、さら

に養成機関を卒業し、あるいはその課

程を修了した者の養護教諭希望のパー

センテージというか、歩どまりという

か、三十九年度の調査があったら、御

答弁願います。

○政府委員(小林行雄君) ただいま豊

瀬先生のお尋ねの養護教諭養成関係の

数字でございまして、三十九年三月の

卒業生につきましては、ただいま調査

中でございまして、六月末になります

と、その数字が全部集計されるところ

ですが、こまかい数字までは私どもは

まだ入手をいたしておりません。

○豊瀬禎一君 先の委員会、私が国

立、公立、私立全養成機関にわたっ

て、私の名前で当該学校に調査を依頼

して、一、二校を除いて全部、三十九年

三月卒業生の養護教諭希望のパーセン

テージについて報告を受けました。そ

れによりまして、私立を除いて約千二

百名の養成機関に修学しないのは養成課

程を履修している者のうち、養護教諭

希望のパーセンテージが非常に少ない

というのが一つの問題であります。同

時に、新たに国が措置された一年制課

ざいます。そういうものをその場合重点的に振りかえるようにということ、昨年はわずかでありますが、九十二名の者が県費負担で養護教員に採用されたのであります。そのほかにつきましても、これは養成機関を卒業した者等を考えまして計画を立てておるわけでございますけれども、御指摘のような事態がございます。市町村のほうの職員も残っておるものは考えますけれども、養成につきましても、あるいは養成所を出した者が養護教員になるように、そういう採用面におきまして、さらに努力を重ねる必要があるというふうに考えております。

○豊瀬一君 昭和三十八年度において三千八百七十二名の市町村採用を二千名切りかえようとしてほとんどできなかった。それから本国会におきまして文部省の提出した資料によると、三千九百四十七名の市町村採用の者で、いまあなたが御答弁のように、希望する者はわずかに九十二名ですね。この二カ年間の経過を見てみると、市町村採用の者を優先的に切りかえて養護教諭を増員していきたいという文部省の企図は、ほとんど実現されていなくて、みてよろしいと思う。三十九年度にこの九十二名が飛躍的に二千名あるいは千数百名に伸び得るという見込みを立てておられますか、それともかなり困難だろうと見ておられますか。

○説明員(岩間英太郎君) ただいままでの養護教諭の採用につきましては、御指摘のとおりでございます。そこで、私もこのたびの定数法の改正におきまして、従来、一番問題がございましたのは、養護教諭あるいは事務職

員の定数というものを教員の定数のほうに流用するというふうな事態があらうたことが、一つの大きな原因であらうというふうな判断をいたしました。養護のたのびの改正法におきましては、養護教諭と教員の間の流用ができないようにしたというふうな違いもございます。それから、一部の都道府県におきましては、養護教諭を採用するというところもあつたように感ずるわけでござい

ます。そういう点につきましても、さらに私も指導を強化いたしまして、それから養護教諭と教員の流用をやめさせるというふうなこともいたしたもので、今年度の状況はまだ十分わかつておりませんけれども、五月一日現在で調査をしておりますので、その結果等を待ちまして、さらに対策を講じたいというふうに考えている次第でございます。

○豊瀬一君 岩間さん、あなたがだれよりも御存じのように、給与の問題、それから配置転換の問題、年齢制限の問題等、幾多の切りかえによる不利が重なって、現在三千八、九百に上る市町村採用の切りかえが、三十九年度になつてもわずかに九十二しかできていない、こういう現状から、文部省が定数で措置をしても、簡単に市町村採用のものが県費に切りかえられるという見通しはないと思うのです。こればかりに完全に切りかえできなかったとしても、昭和四十三年、新定数法の終了の時期、すなわち昭和四十四年度から百三条を撤廃して全校必置の方向に努力していくとすれば、その際に、よい面だけ見ると、約三千七、八百の

市町村切りかえは終わつてしまつておる。それから、逆に千二百名に近い養成機関の者は全員希望しておる、こういう事態をふまえても、全校必置の場合を見通した際には、新たな養成措置を考えなければならぬ段階がくると思うのです。こういう事態を考慮して、市町村採用のもの、あるいは私立、公立に依存するのではなくして、養護教諭の確保の措置を新たな養成措置によって当然立案計画すべき段階にきておると思うのですが、これは養成課長どういふ見解ですか。

○説明員(安養寺重夫君) 御承知のように、前回までにおきまして、文部省は五千名の養護教諭の増員計画に対応すべく、国立学校にも特別に養成課程を設置いたします。その他、公立の養護教諭養成機関の指定を促進することというふうなこともやつておるわけでござい

ます。ただし、当初のころみから、数字的にはなお充足を促進しなければならぬというふうな事態があるように思われますので、そういう点の補充につきましても、なお今後検討したいと思つておるわけでござい

ます。○豊瀬一君 再度お尋ねしますが、たとえば養成機関における育英会法の不適用ということも、養成機関に人材を集めるということ、さらに卒業した者が養護教諭になるということ、こういう点が何らかの障害になつておると私は思つてゐるのですが、養成課長の見解は。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど教職員養成課長がお答えいたしましたように、当初の五千名養成計画には、ただいまお尋ねのございましたような市町村採用の約四千人に近い学校看護婦等の切りかえというふうなことも重要な要素に入れて計画を立てたわけでござい

ますが、その後、御指摘のようないろいろな具体的な事情から、たとえば年齢制限に対する問題、あるいは給与なり、あるいは勤務地といったような点から、この切りかえが当初の計画のように進捗しておらない点は御指摘のとおりでございます。こういう、当時予想されなかつたような事態がござい

ますので、養護教諭の養成計画については、今後さらに検討して、必要な数が得られるように措置をしなければならぬというふうに思つておる次第でございます。ただいまお尋ねの、そういった養護教諭養成機関に入る生徒に対する育英資金の問題でございますが、一つのお考えとしてはそういうことも考えられるわけでござい

ますけれども、ただ、この養護教諭養成機関は、御承知のように、学校体系から申しますと各種学校でございまして、この点から申しまして、いろいろ波及し、影響するところもあるわけでござい

ますので、それらの点についてはさらに十分慎重に検討をしなければならぬ問題が出てくるように思ひます。直ちに、ここで養護教諭養成というところで、その生徒に育英資金を与えるようにするということはお答えすることは困難であらうかと思ひます。○豊瀬一君 あと二点ですが、大学局長にお尋ねしますが、二つの問題がありま

法のワクの中でありまして、先ほど申しましたように、従来ございまして市町村採用の学校保健婦等の切りかえが予定計画のようにいきません現在の状況から申しますれば、やはり現在の国立あるいは公私立の養成機関の養成数をさらに増す必要があると思ひます。ことに、国立につきましても現在の入学定員を相当数ふやす必要が出てくるのではないかと申しておる次第でございます。なお、この百三条を撤廃しまして必置制にするということは、御承知のように、これは私も将来の理想の問題としてはそう考へておりますが、それにつきましても、しかし順次そういう方向で努力をするといふかまえてございまして、もちろんいま直ちにそれに向かつて行動を起こすことすれば、お話しもございまして、相当大幅な増員をしなければならぬけれども、第一の段階としては、先ほど申し上げましたような、現在の定数法のワクの中で、とにかく五千人を計画的に充足するというところに主眼を置きたいと思つております。

○豊瀬一君 最後に大臣に念を押しておきますが、五千人の増員と文部省みずから百三条撤廃をして法改正をやりたいと考へていまして、この所見は、本委員会に答弁される前に、自民党の理事の皆さん、それから文部大臣、そこでいろいろお話しをしまして、まず五千人を充足するまでは百三条撤廃は困難である、したがって、五千数百名の増員の終わった時には、百三条撤廃を、議會のお世話にならず、文部省自体がやりますと、こういうことで社会党としては百三条撤廃の法案を撤回すると、そういう措置をとったわけですね。ですから、四十四年にきちんやりましかつという質問じゃなくて、五千数百名の増員を現定数法によつて確保することが第一の約束事項の履行ですね。同時に、それが確保できたならば百三条撤廃を指向して努力さるべきだと思ふのです。その百三条撤廃を指向して努力していくというためには、撤廃をしたその年に養護教諭がいきなり雲のようにあらわれるわけじゃないのです。以前から養成の措置を考へておくべきだと思ふのです。五千数百名の増員の實現のための新たな養成計画と同時に、将来、百三条撤廃に向けての養成計画とともに並行しながら考へざるべき課題だと思ふのです。こういう基本的な考えに對して文部大臣としてはどういふ所見ですか。

○國務大臣(難尾弘吉君) 文部省として養護教諭の充足ということには、必要な、また重要な課題だと考へております。その充足に向つて努力してまいらうということ、先ほど来、政府委員もお答え申し上げておるわけでございます。現定数法の中での話、これはもちろん、まずもつてこれをやるべきじゃないかと思ひます。また、昭和四十四年でしたかを目標に必置の体制に向かつて持つていきたいということも、文部省の今後の努力の大きな目標だろつと考へております。これを實現いたしますためには、現実、何と申しましても供給力が伴わなければできないことと考へておりますので、われわれとしましては、この養護教諭の供給力というものを強めていくために、さらに研究をし、また努力もしてまいらなければならぬと思ひます。考へ

の基本におきましては、豊瀬さんのおっしゃったことと別に変わりはないと思ひます。あくまでもその目標に向かつて今後の努力を傾けてまいりたいと、かように存じております。

○豊瀬一君 最後に小林局長にお尋ねしますが、予算委員会では厚生大臣から資料をとつて、その際に厚生省の見として私の手元にきたのは、現在、養護婦でさえも数方の不足を来たしておる。七万何ばという数字を出しておつたようですが、したがって、その養護婦免許状を持つ者の中から養護教諭の資格を取らして養護教諭に引き抜いていくということについては、現在の段階では、ある程度首肯できるけれども、養護教諭の確保の基本的なあり方としては、厚生省としては困ります、やはり養護教諭は養護教諭として本来養成さるべきではないでしようか、こういう見解を厚生省は持つておるようです。このことに對して、基本的には局長としてはどういふ見解ですか。

○政府委員(小林行雄君) 確かに現状、国立大学の付属病院等でも看護婦さんが不足しておるといふのは実態でございます。ただ、その養護教諭の職責から考へまして、相当、看護婦さんの必要な素養と重複する面がございますので御承知のように、看護婦有資格者に対する一年の課程というところで、従来、国立大学の養成課程はできおるわけでございます。私はこの本筋から申しますと、こういった制度は必ずしも悪い制度ではない。と同時に、看護婦さんの資格を持つております、やはり病院で勤務するより、学校で健全な子供の教育関連の仕事をしていただくという人もかなりあるように私も聞いております。しかし、将来の問題としては、この看護婦不足が相当長い期間、長期的に継続するといふことであります。これらこの点についても、さらに養護教諭の資格問題として検討するようにいたしますと思ひます。

○秋山長造君 一つだけ関連して。先ほど小林局長から、豊瀬君の育英会法の適用云々の問題について御答弁があつた。あの御答弁は、いまのところ、いろいろな事情から非常に困難だといふようにおっしゃつたわけですが、これは今後のあなたの方の心がまえとしては、これは問題にならぬ、だから、もう別に手をつけないでほつておくれといふことになしに、いまのところ非常に困難だから、約束はできぬが、しかし、趣旨はもつともなんで、今後さらに積極的にあなたのほうで研究をしてみたいといふことのように受け取つておきたいと思ふのですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように、要するに、現在の日本育英会の奨学金は、第一条の学校の先生になるような者に対して、教員として奨学金を出し、それから免除をしておるわけでございます。ここにございまして、養護教諭養成機関は、そういったものでなしに、いわば各種学校に属しておりますので、現在の考へ方では相当これはむづかしい問題である。ただし、養護教諭養成というところは非常に重要なことでありますので、私もといたしまして、さらに研究をすることにいたしたいと思います。

○委員長(中野文門君) 他に御発言ございせんか。——御発言ないと認めます。

この際、おはかりいたします。本件に關して、お手元に配付してございませうな決議案が委員長の手元に提出されておりますので、便宜、私より提案いたします。

まず、決議案を朗読いたします。

義務教育諸学校の養護教諭の確保に關する決議(案)

養護教諭の充足の現況にかんがみ、政府は、養護教諭の設置を極力推進するとともに、計画的に要員の養成を図る等その確保に努力すべきである。

右決議する。

ただいまの決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

○賛成者挙手)

○委員長(中野文門君) 全会一致でございます。よつて、ただいまの決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決しました。

ただいまの決議に關し、文部大臣から発言を求められました。これを許します。難尾文部大臣。

○國務大臣(難尾弘吉君) 政府といたしましては、ただいまの御決議の趣旨に沿つて十分検討努力いたしたいと思ひます。

○委員長(中野文門君) 次に、学校教育法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願ひます。——別に御発言もなければ、質疑

は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、これより採決に入ります。

学校教育法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中野文門君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後二時一分散会

六月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第二八四一号)

第二八四一号 昭和三十九年六月三

日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 石川県加賀市大聖寺町

鷹匠 吉野伊作外千六

百八十七名

紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。